

東濃地区ママさんバレーボール連盟規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本連盟は東濃地区ママさんバレーボール連盟と称する。
第2条 本連盟の事務局は東濃バレーボール協会事務局に置く。

第2章 目的

- 第3条 本連盟は、バレーボールを通して家庭婦人の心身の健全な発展と、その輪の広がりを願い、あわせて社会的価値あるものとして生涯スポーツに導くことを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本連盟は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 各種競技会
 - (2) バレーボールに関する研究会及び講習会
 - (3) 加盟団体の事業の発展と相互の連絡融和を図ること。
 - (4) バレーボールに関する諸団体の連絡を図ること。
 - (5) その他東濃バレーボール協会及び本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

- 第5条 本連盟は東濃バレーボール協会に属する。
第6条 本連盟は東濃5市の家庭婦人バレーボールチームをもって組織する。
第7条 本連盟の加盟及び脱退は登録規定に従うこととする。

第5章 役員

- 第8条 (1) 本連盟に次の役員を置く。
- | | | | |
|-------|-----|-------|-------|
| 会 長 | 1名 | 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 長 | 1名 | 副理事長 | 若干名 |
| 常任理事 | 若干名 | 理 事 | 各市若干名 |
| 事務局員 | 若干名 | 各委員長 | 1名 |
- (2) 本連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
- 第9条 役員を選出方法は次の通りとする。
- (1) 会長、副会長は理事会でこれを推挙する。
 - (2) 理事長、副理事長は会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
 - (3) 常任理事は理事の中より選出し、会長がこれを委嘱する。
 - (4) 事務局員及び委員長は理事長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
 - (5) 理事は各市より若干名を選出する。
 - (6) 名誉会長・顧問及び参与は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

- 第10条 役員の業務分担は次の通りとする。
- (1) 会長は本連盟を代表し、本連盟の業務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
 - (3) 理事長は理事会を代表し、常務を処理執行する。
 - (4) 副理事長は理事長を補佐し、内1名は事務局を担当する。又理事長が事故ある時はその職務を代行する。
 - (5) 理事は理事会を組織し、常務を処理執行する。
 - (6) 各委員長は本連盟目的達成のために理事会の意向に従い、理事会に対し助言指導する。
 - (7) 名誉会長・顧問及び参与は会長及び理事会の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第6章 任 期

- 第11条
- (1) 役員の任期は2年とする。但し、役員の再任を妨げない。
 - (2) 役員の任期が満了となったときには、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。
 - (3) 役員の中で欠員が生じたときには、第9条により後任者を選出する。任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会 議

第12条 理事会は本連盟の最高議決機関で下記の議事を審議、議決する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業計画
- (3) 規約の改正
- (4) その他の事業

第13条 理事会は下記の役員を持って組織し、会長がその都度招集する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事長
- (4) 副理事長
- (5) 各委員長
- (6) 理事
- (7) 東濃バレーボール協会役員

第14条 理事会は理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

第15条 会議の決定はその出席役員の過半数の議決による。

会議に出席できない役員は他のものに委任することができる。

ただし、その代理人は2人以上を代理することはできない。

第 8 章 委員会

- 第 16 条 (1) 本連盟には委員をもって組織する委員会を必要に応じて設置することができる。
- (2) 委員会は本連盟の事業を遂行するに必要な事項を専門的に分担して調査研究し、理事会の承認を得てこれを行う。
- (3) 委員会の設置ならびに解散は理事会の承認を得てこれを行う。
- (4) 委員会の機構ならびに業務内容については、別にこれを定める
- (5) 委員会は必要に応じて副委員長を置くことができる。

第 9 章 登 録

- 第 17 条 会員は別に定める登録規定により毎年登録しなければならない。

第 10 章 会 計

- 第 18 条 本連盟の経費は東濃バレーボール協会の次の収入をもってこれを充てる。

- (1) 加入チームの登録金
- (2) 競技会の参加料
- (3) 事業収入
- (4) 公共団体の補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他

- 第 19 条 本連盟の登録金は次の通りとする。

1 チーム 年額 3,000 円

- 第 20 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

本規約は昭和 61 年 4 月 1 日より施工する。

昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正

平成 17 年 4 月 1 日 一部改正

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

東濃地区ママさんバレーボール連盟加盟チーム登録規定

東濃地区ママさんバレーボール連盟規約第 17 条により加盟チーム登録規定を次の通り定める。

- 第 1 条 本連盟の加盟団体は、この規約の定めるところにより、その団体名および構成員を本連盟に登録しなければならない。
- 第 2 条 登録しようとする団体は、毎年原則として 4 月末日までに登録するものとする。
- 第 3 条 本連盟または岐阜県バレーボール協会の主催及び共催する競技会ならびにその予選会の参加は、登録団体であって、かつその登録構成員によって構成されたチームでなければならない。
ただし、競技会参加規定により認められたときはこの限りでない。
- 第 4 条 競技会参加は 1 登録団体 1 チームとする。
ただし、競技会参加規定により認められたときはこの限りでない。
- 第 5 条 登録団体の登録構成員のうち選手の資格は、次の各項によるものとする。
1. 既婚婦人であること。
2. 居住地が地区内であること。
- 第 6 条 登録は 1 人 1 団体を原則とする。
- 第 7 条 登録団体はその登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、直ちに届出なければならない。
- 第 8 条 毎年 5 月 1 日以降に申請された登録団体および登録構成員の追加あるいは変更の届出による効力は、本連盟がこれを受けた日から効力を発生する。
- 第 9 条 登録団体はその登録構成員が退団した時は、直ちに登録抹消届を提出するものとする。
- 第 10 条 本規約およびアマチュアスポーツ精神に反する時および家庭婦人としての自覚を損なうと、と認めるときは、登録団体あるいは登録構成員に対して登録を取消し、または一定期間競技会等の参加ならびに出場を停止することができる。

申し合わせ事項

1. 本連盟の主催および共催する競技会に参加する時のチーム構成は監督、副監督、マネージャー各1名、選手15名以内とする。
(県大会の予選会は大会要項によるものとする)
2. 参加料は1チーム3,000円とする。
参加申し込み後やむを得ない理由にて参加申し込みを取り消す場合の参加料納入については次のようにする。
 - イ. 抽選日の前日までに担当理事まで連絡のあったときは納入しなくてもよい。
 - ロ. イ以後の場合は、すみやかに事務局まで納入のこと。
3. 予選会に参加し、県大会出場権を得たチームは必ず県大会に出場すること。
棄権したときは本連盟の主催及び共催する競技会（予選会も含む）に1年間参加することを認めない。
ただし、やむを得ない理由のある場合に処置については理事会にて決定し、チームへ連絡する。